

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年6月28日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

- 1 入札執行者
静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 2 担当部署
〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号
静岡県立大学事務局総務部総務室
電話番号 054-264-5102
- 3 競争入札に付する事項
 - (1) 入札番号
総第 14 号
 - (2) 業務名
令和 6 年度静岡県立大学教職員住宅維持管理業務
 - (3) 業務場所
静岡市葵区安東地内 他 10 箇所
 - (4) 業務概要
教職員住宅（12 棟・133 戸）及び附帯施設の維持管理業務
 - (5) 業務期間
令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
- 4 競争入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国土交通省におけるマンション管理業の登録業者であること又は平成 19 年度以降に国、地方公共団体
その他公共団体と本業務と同種の契約を締結し誠実に履行している者であること。
 - (3) 静岡市内に本社又は営業所等を有する者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和6年7月5日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和6年7月5日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 国土交通省におけるマンション管理業の登録業者であることを証する書類の写し又は平成19年度以降に国、地方公共団体その他公共団体と締結した本業務と同種の契約書の写し。

ウ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手434円分貼付のこと）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年7月17日（水）午後1時30分

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学はばたき棟3階第2会議室

なお、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札参加資格確認申請書もしくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部総務室（電話番号 054-264-5102）とする。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 詳細は入札説明書による。